ご安心ください！

マイナ保険証移行後の医療機関受診

令和６年12月２日からマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証をお持ちでない方も医療費が10割負担になることはありませんので、ご安心ください。

持っている ◀ マイナ保険証 ▶ 持っていない	
マイナ保険証 を利用して受診してください。	**資格確認書 を交付します。こちらを提示して受診してください。**
新規に資格を取得する時や更新時には、保険情報が記載された「資格情報のお知らせ」を交付します。切り取ってマイナ保険証とセットで携帯できるようになっていますので、マイナ保険証が利用できない医療機関では、あわせてご提示ください。 ※「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。	 ↑国民健康保険資格確認書 後期高齢者医療資格確認書→ 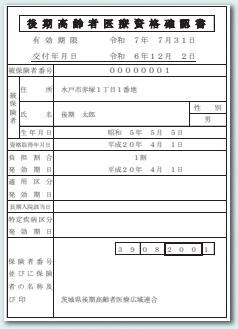 ※図はイメージです。

※現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できます。
※後期高齢者医療制度の被保険者に限り、令和７年７月末までは、マイナ保険証を持っている方にも資格確認書を交付します。

本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするの？

マイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することで受付することができます。また、ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情がある場合、家族の方や介助者、職員等が代わりにマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を受けてください。

マイナ保険証の利用登録を解除したい場合はどうするの？

マイナ保険証の利用登録解除の申請手続ができるようになりました。
社会保険等に加入している方は、加入している医療保険の保険者にご確認ください。

●対　象　者　美浦村国民健康保険または茨城県後期高齢者医療制度に加入されている方で、マイナ保険証の利用登録を解除希望する方。

●申請できる方　原則、被保険者本人からの申請のみ受け付けます。

●注 意 事 項
- 利用登録解除後、マイナポータルの画面に反映されるまで、１～２か月程度時間がかかることがあります。
- 解除申請後から解除がなされるまでの間に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に解除申請を行った旨を申し出てください。
- 解除申請をした後も再度利用登録の手続を行うことは可能です。

■問合せ　・マイナンバーカード取得・電子証明書更新について　住民課　☎029-885-0340(内)124
・国民健康保険・後期高齢者医療制度について　国保年金課　☎029-885-0340(内)116